

<p>作成例 (津波対策)</p>	<p>これは作成例です。消防計画に追加して作成をしてください。 色がついた箇所に必要事項を記入し、場合により内容の変更・追加、不要な部分の削除などを行い、当該対象物に適した計画を作成して下さい。 ※の欄は、いずれかを選択し○を付けて下さい。 消防計画の建物内の避難経路図とは別に、当該建物から津波避難所までの避難経路図を添付して下さい。</p>
-----------------------	--

津波避難確保計画

(計画の趣旨) (防火対象物の名称)

- 1 この計画は、 [] (以下「当該建物」という) における津波からの円滑な避難の確保について定める。

(防災体制)

- 2 当該建物の防災体制については、消防計画に定める自衛消防隊の編成に準ずるものとする。

(避難)

(最寄りの津波避難所…ハザードマップ等で確認)

- 3 当該建物は、あらかじめ、 [] を津波からの避難場所と定め、その位置及び当該建物からの避難経路を示す図面並びに円滑な避難の確保のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。

なお、この避難経路については、津波到達時間が早い場合や、避難路が地震等により通行できない場合など、避難が円滑に行えない可能性を想定し、複数の経路を検討するものとする。

- 4 津波警報や津波に係る避難勧告が発令されるなど、避難が必要なときは、全ての在館者等に対し、館内放送や口頭等により、速やかに避難すべき旨、避難場所の位置や経路、方向等を知らせるものとする。

(津波緊急避難所)

※ 該当・非該当 (非該当の場合は5・6・7の計画は不要)

- 5 当該建物は津波緊急避難所として指定されているため、以下の場合は地域住民や観光客等の、当該建物の周辺にいる者を避難させるものとする。

- (1) 大津波警報・津波警報が発令された場合
- (2) 警報は発令されなくとも、大規模な地震が発生し、津波到来が懸念される場合
- (3) 津波が発生し、津波避難所までの避難が困難であると判断した場合
- (4) その他、津波からの避難が必要だと判断して来館した者がいた場合

(鍵の管理)

- 6 夜間や不在時等の当該建物が施錠されているときに、津波緊急避難所として開放する必要がある場合、以下の者(事業者)が解錠をして開放するものとする。

解錠責任者(防火管理者等の責任者)	[]
責任者不在時(近隣住民等で同時に不在にならない者)	[]

(避難者への対応)

- 7 津波緊急避難所として当該建物を開放した場合、在館者及び避難者に対し、避難誘導係が屋上等の高所へ誘導するものとする。

なお、この場合は全ての者の混乱防止に努め、災害時要援護者(負傷者、障がい者、高齢者、子ども等)への避難誘導に配慮すると共に、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮して活動にあたるものとする。

8 避難場所に避難した際には、津波の連続発生を想定し、一定期間（最低6時間程度）は避難場所に留まるか、更に安全な避難場所に移動することとする。

(訓練)

9 本計画についての津波避難訓練は、防火に係る自衛消防訓練の他に毎年 月 月 に行うものとする。

津波避難訓練の細目はその都度定めるが、情報の収集伝達や避難及び避難誘導、安全措置、救護活動等に重点を置き、実践的なものとするよう努める。

10 9に定める訓練を実施する際は、周辺住民にも参加を求める等の工夫を凝らし、地域との連携を図れるようにする。

(教育)

11 防火管理者は従業員等に対して、防火管理に関する教育に併せて以下の内容を含む、地震・津波防災上で必要な教育を行う。

- (1) 予想される地震動や津波に関する知識
- (2) 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 従業員等が果たすべき役割
- (4) 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今度、地震・津波対策として取り組む必要のある課題

以上

最寄りの津波避難所までの避難経路図

※事業所等から最寄りの津波避難所をハザードマップ等で確認をし、適切な避難経路を複数、赤色の矢印で示すこと。

<経路1>

<経路2>